

宮代町低入札価格調査制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(167条の13の規定により準用する場合を含む。)に規定する低入札価格調査制度の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「低入札価格調査制度」とは、町長が定める調査基準価格を下回る価格(以下「低入札価格」という。)で入札した者がある場合に、当該低入札価格をもって契約内容に適合した履行が可能であるか否か等を調査したうえで落札者を決定する制度をいう。

2 この要領において「調査基準価格」とは、当該価格を下回る入札が行われた場合には、その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、落札者とするか否かの調査を実施する基準価格をいう。

(適用対象)

第3条 低入札価格調査制度の対象となる入札は、設計金額が1,000万円以上の建設工事とする。

(調査基準価格の設定方法)

第4条 調査基準価格は、予算価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内において定める額とする。

(入札参加者への周知)

第5条 調査基準価格を設けた場合は、次の各号に掲げる事項を入札の公告又は指名通知に明記し、入札参加者に周知すること。

- (1) 調査基準価格が設けられた入札であること。
- (2) 低入札価格で入札した者は、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 低入札価格による入札があった場合の入札の終了方法及び入札結果の通知方法
- (4) 低入札価格で入札した者は、事情聴取等に誠意をもって協力すること。

(予定価格調書への記載)

第6条 入札の適正な執行を確保するため、予定価格調書に調査基準価格を記載し、かつ、入札書と比較するため、調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を併記するものとする。

(落札者決定の保留)

第7条 入札の執行に当たり、低入札価格による入札があった場合には、入札執行者は、落札の決定を保留し、当該入札を終了するものとする。

(低入札価格の調査の実施及び審査)

第8条 入札執行者は、低入札価格による入札があった場合において、当該入札が前条各号に掲げる入札であるか否かを判断するため、次に掲げる事項について、事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。この場合において、低入札価格の入札者（以下「低価格入札者」という。）が複数ある場合は、最低価格入札者から調査するものとする。

- (1) 低入札価格により入札した理由（入札金額見積内訳書の説明を含む。）
- (2) 対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 対象工事と同種又は類似する手持工事の状況
- (4) 対象工事の場所と入札者の営業所・倉庫・資材置場等の地理的關係
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材の購入予定先及びその購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労働者の具体的配置（調達）の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者並びにその工事の成績状況
- (10) 建設副産物の搬出予定地
- (11) 経営状況（下請代金及び資材代金等の支払い遅延、不払い等の状況含む。）
- (12) 下請予定の状況
- (13) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入状況（低価格入札者及び当該工事の一次下請（予定）業者）
- (14) その他必要な事項

2 入札執行者は、前項の調査結果を速やかに宮代町工事請負等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

3 選定委員会は、前項の報告を受けたときは、当該入札が前条各号に掲げる入札と認められるか否かを審査するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第9条 入札執行者は、前条第3項の審査結果に基づき落札者を決定するものとする。

2 入札執行者は、最低価格入札者を落札者とする決定をした場合は、直ちに当該入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員にもその旨を通知する。

3 入札執行者は、最低価格入札者を落札者としなない決定をした場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が低価格入札者であったときは、前条の規定に基づき落札の可否を決定することとし、以下同様の手続きによるものとする。

4 前項の規定により落札者を決定した場合は、最低価格入札者に対しては落札者としなない旨を、次順位者（同項ただし書の規定により落札者と決定した者を含む。以下同じ。）に対しては落札者となった旨を、他の入札者全員に対しては次順位者が落札者となった旨を、それぞれ通知するものとする。

(監督体制の強化等)

第10条 低入札価格による入札者が請負者となった場合は、適正な施工を確保するため、次の

措置等を講じるものとする。

- (1) 重点的な監督業務及び厳格な検査を実施するなど監督体制を強化すること。
 - (2) 施工上の安全確保その他契約の適正な履行を確保するために必要な措置を行うこと。
 - (3) 下請等契約の締結状況や支払い状況について、下請等契約書及び伝票等により調査を実施すること。
- 2 前項の措置等の結果、疑義があるときは、請負者及び下請業者から直接聞き取り調査を実施するものとする。
 - 3 請負者が前二項に協力しない場合は、不誠実な行為として適切な措置をとるものとする。
(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 低入札価格調査制度の運用について（平成10年12月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に公告又は指名通知等を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に公告又は指名通知等を行ったものについては、なお従前の例による。

